

税務署の出張相談

日時 2月12日(水)、2月25日(火)

午前9時30分～午後4時
場所 役場第1・2会議室

※2月12日(水)は申告期間前ですが、事前相談として申告書の收受も行います。特に、住宅借入金等特別控除や医療費控除、また14年中に退職し年末調整をしていないなど、還付申告を行う方は是非ご来場ください。

税理士による

無料相談

日時

3月3日(月)

午前9時30分～午後3時30分

場所

役場第1・2会議室

ホームページで確定申告書を作成

国税庁と東京国税局のホームページで、所得税の確定申告書が作成できるようになりました。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

東京国税局ホームページアドレス

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

税務署からのお知らせ

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しており、昨年から所得税の確定申告書が新しくなり、より簡単に、より使いやすくなりました。

不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計を済ませたうえ、お早めにご来場ください。

定率減税(20%)の適用をお忘れなく

定率減税額は、所得税額の20%ですが、上限額は25万円です。定率減税の適用漏れや計算誤りのないようご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をして平成14年中に居住の用に供した場合、その年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。また、控除を受けるためには確定申告をする必要があり、給与所得者は1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除を受けられます。

○住宅借入金等の年末残高(5,000万円以下の部分の金額)×1%＝控除額(100円未満の端数切り捨て)

還付申告書は2月17日(月)以前でも、提出できます。



確定申告等についての問い合わせは

銚子税務署

☎0479-221571

税務課課税係

☎(84)1211

内線1111

乳幼児医療費助成制度が変わります

平成15年4月1日診療分から、乳幼児医療費助成制度が現在の償還払いから、原則的に現物支給となります。健康保険適用分については、受診医療機関の窓口を受給券を提示し、受給券に記載してある一部負担金を支払うのとなります。平成15年3月31日までの診療分については、今までどおり領収書を添付して申請してください。



なお、本制度を利用する場合には、事前に申請が必要となりますので、対象者には2月中に通知する予定です。

問合せ 保健センター

☎(84)1158

風しん予防接種のお知らせ

予防接種法の一部改正により、中学生及び幼児で接種していた風しん予防接種が幼児のみに改正されたことに伴い、経過措置が設けられています。

経過措置対象者でまだ接種を受けていない方は、平成15年9月30日まで接種することができます。経過措置期限が切れると公費での接種ができません。接種を希望される方は、保健センターまでお申込みください。

経過措置対象者 昭和54年4月2日～昭和62年10月1日までの間に

生まれた方で、風しん予防接種を受けていない方

経過措置期間 平成15年9月30日まで

申込み・問合せ 保健センター

☎(84)1158